

# 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱

5 福祉障施第 1885 号

令和 6 年 2 月 19 日

7 福祉障施第 1309 号

改正 令和 7 年 8 月 4 日

## 1 目的

本事業は、「障害児安全安心対策事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ支障第 73 号）別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」第 4 の④に基づき、障害児通所支援事業所等におけるパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（支援の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、「障害児通所支援事業所等」とは、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設をいう。

## 3 実施主体

実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。また、事業の実施に当たっては、法人格を有するものであって都が認めるものに事業の一部を委託することができる。

## 4 対象施設等

対象施設等は、都が所管する障害児通所支援事業所等（「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成 16 年 3 月 30 日付 15 福障施第 1744 号）の第 2 に規定する都外都民施設を含む）とする。

## 5 事業の内容

本事業は、4 に定める対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。

## 6 事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- （1）国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- （2）施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- （3）既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

## 7 留意事項

- （1）対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を

- 取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
  - (3) カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
  - (4) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

## 8 経費の補助

この事業の実施に要する費用の一部について、都は別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

附 則（令和 6 年 2 月 19 日付 5 福祉障施第 1885 号）

この要綱は、令和 5 年 11 月 29 日から適用する。

附 則（令和 7 年 8 月 4 日付 7 福祉障施第 1309 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。